

国民年金保険料には免除制度がありません

(町民税務課)
保険料の免除制度は、全額免除制度と3段階の一部免除(2分の1免除、4分の1免除、4分の3免除)があります。(表1参照)

(表1) 全額免除・一部免除の世帯構成別の所得基準の「めやす」

世帯構成	全額免除	一部免除		
		3/4免除	1/2免除	1/4免除
4人世帯 (ご夫婦、お子さん2人)	162万円	230万円	282万円	335万円
2人世帯 (ご夫婦のみ)	92万円	142万円	195万円	247万円
単身世帯	57万円	93万円	141万円	189万円

納付する月々の保険料額は次のとおりです。(平成24年度)
 ・4分の1免除 11,240円
 ・2分の1免除 7,490円
 ・4分の3免除 3,750円
 これらの制度をご利用いただく場合には、ご本人、配偶者、世帯主の前年所得が、それぞれ

一定の基準額以下であることが条件となります。

○申請方法 町民税務課②窓口にて、随時受付けていますので、印鑑を持参ください。

※免除の対象期間は、7月から翌年6月までとなります。
 なお、一部免除を受けた場合に、納付すべき一部保険料が未納となった場合には、一部免除が無効となり、老齢、障害、遺族の基礎年金の受給資格期間には含まれませんので、ご注意ください。

このほか猶予または免除の制度として、次のものがあります。
 ▼「若年者猶予制度」30歳未満の方の保険料が猶予(所得審査あり)

▼「学生納付特例制度」学生の方の保険料が猶予(所得審査あり)

▼「法定免除」障害年金や生活保護法に基づく生活扶助を受給している方の保険料が免除

○免除を受けたことによる将来の年金受給額への影響
 年金額(平成21年4月分から)
 ・全額免除期間分 1/2
 ・4分の3免除期間分 5/8
 ・2分の1免除期間分 6/8
 ・4分の1免除期間分 7/8

なお、免除または猶予された保険料について、将来受け取る年金額が少なくならないよう、

10年以内に納付することができません。ただし、承認された期間の翌年度から起算して3年度目以降に納付する場合は、経過した年数に応じて一定の加算額が加わります。
 ※任意加入被保険者は対象となりません。

○お問い合わせ
 ・町民G(内線230)
 ・下館年金事務所
 ☎0296(25)0811

国民健康保険限度額適用及び後期高齢者医療の限度額適用・標準負担額減額認定について

(町民税務課)

この制度は、国民健康保険及び後期高齢者医療の被保険者が、月に支払う治療費や入院時の食事代を自己負担限度額までにとどめるものです。

所得審査を行ったうえで、該当する方に対して8月1日(水)から有効の「減額認定証」を交付します。(後期高齢者医療保険の方は、世帯の所得状況で審査し、住民税が課税されている方がいる場合は対象になりません。)

○申請 町民税務課②窓口
 ○持参するもの
 ・保険証
 ・現在使用中の減額認定証
 ・印鑑

○お問い合わせ

町民G(内線233)

防犯灯の球切れ情報は各地区の区長さんまで

(財務課)

町内の通学路などには、約700基の防犯灯が設置されています。

防犯灯の「電球が切れている」などお気づきの場合は、お手数ですが、支柱や電柱についている管理番号を各地区の区長さんまでご連絡をお願いします。

また、支柱や電柱に管理番号が無い、または番号が判別できない場合は目安になる場所をご連絡ください。



○お問い合わせ
 財政・管財G(内線223)